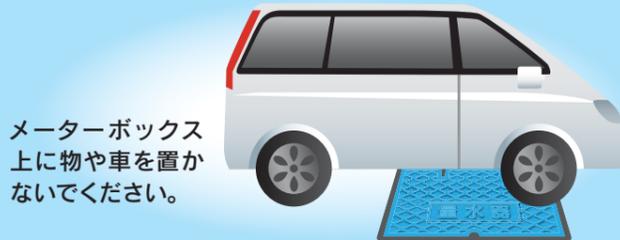


水道メーター検針・取替え時のお願い

久留米市では、使用水量の確認のため、水道メーターの検針を2か月に1回行っています。
 また、水道メーターは8年毎の取替えが計量法で義務付けられています。水道メーターの検針や取替えをスムーズに行うため、次のことにご注意ください。
 なお、市が設置する水道メーターの取替えにあたっては、代金をお客様へ請求することは一切ございません。悪質商法等にご注意ください。



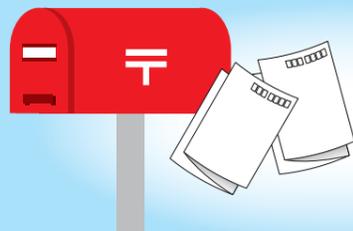
犬などの動物は、メーターボックスの近くにつながらないでください。



メーターボックス上に物や車を置かないでください。



メーターボックスの中のゴミなどは、取り除いておいてください。



水道メーターを取り替える際は通知書でお知らせします。

浄化槽をご利用の皆様へ

浄化槽を適切に管理しないと…

浄化槽は微生物の力を使ってトイレや台所などの家庭から出る排水をきれいにする装置です。適切な管理をせずに微生物の力が弱まると、浄化槽の機能が低下し、悪臭の発生や、身の回りの川の汚染など環境の悪化につながります。

浄化槽の管理はどうすればいいの？

保守点検・清掃・法定検査が浄化槽法で義務づけられています。保守点検業者・清掃業者に依頼して管理を行いましょう。

保守点検

消毒剤の補充
機器の確認

清掃

汚泥の抜き取り

法定検査

「保守点検」や「清掃」が正しく行われ、浄化槽の機能が十分に発揮できているか確認するための水質検査です。

○保守点検業者・清掃業者は市のホームページに掲載しています。
 (久留米市ホームページ→くらしの情報→上下水道→浄化槽・し尿汲み取り→浄化槽の維持管理について)

問/給排水設備課(浄化槽) 0942-30-9237

平成28年熊本地震 引き続き被災地へ職員を派遣

久留米市では、平成28年熊本地震で大きな被害があった熊本県益城町へ自治体業務を支援するために、職員を派遣しています。今年度も引き続き職員を派遣し、益城町の早期復興を目指して、日々業務に取り組んでいます。



4月から派遣されている小柳義也さん
 「益城町の下水道復旧のために一所懸命がんばります。」



益城町浄化センターでの業務の様子

下水道に関するお知らせ

地下水をご利用の皆様へ

下水道をご利用の一般家庭で地下水の利用がある場合、家族人数での汚水量の認定が必要となります。家族の人数に変更があった場合は下水道使用料が変わりますので必ずご連絡ください。

問/上下水道料金センター 0942-30-8512



下水道への接続のお願い

生活環境を清潔で快適にし、河川や海などをきれいに保つため、計画的に下水道の整備を進めています。お住まいの地域で整備がされましたら速やかに下水道への接続をお願いいたします。

問/給排水設備課(排水設備) 0942-30-8569

電話番号のご案内	市外局番(0942)を省略しています
上下水道料金センター TEL:30-8512 FAX:30-8560	●上下水道の利用開始・中止 ●水道メーター検針 ●料金のお支払い
営業管理課 TEL:30-9078 FAX:38-2694	●上下水道料金センターに関する業務 ●下水道受益者負担金に関する業務 ●電算システムの運用管理
給排水設備課 TEL:30-8522 FAX:38-2694	●上下水道の宅内工事に関する業務 ●浄化槽に関する業務
上水道整備課 TEL:30-8516 FAX:38-2694	●道路下の水道管の工事 ●古くなった水道管の入れ替え工事 ●上水道管の維持管理(漏水・出水不良)
下水道整備課 TEL:30-9079 FAX:38-2694	●道路下の下水道管の工事 ●下水道管の維持管理(管づまりなど) ●下水道の整備計画
総務 TEL:30-8504 FAX:30-8570	●局全体の事務調整 ●事業の経営計画
経理課 TEL:30-8506 FAX:30-8570	●上下水道事業の決算に関する業務 ●上下水道事業の資金運用
浄水管理センター(山本町) TEL:43-5826 FAX:43-7910	●浄水施設の運転や維持管理 ●水質検査 ●施設見学の相談
下水道施設課 中央浄化センター(津福本町) TEL:39-1155 FAX:39-1155	●下水道処理施設の運転や維持管理 ●施設見学の相談
南部浄化センター(安武町) TEL:26-2111 FAX:26-2111	

上下水道クイズ

このコーナーは、久留米の水だよりに掲載した記事に関するクイズを出題します。

水道週間にあわせて毎年6月に開催している、水について学べるイベントの名前は何か？

答え：

水道週間〇〇〇〇フェア

【応募締切】5月31日(水)必着
 【応募方法】クイズの答え、住所、氏名、年齢、電話番号、紙面への意見や感想を、はがきか電子メールで営業管理課へ。複数の応募は不可。正解者の中から抽選で10名の方に図書カードを差し上げます。なお、当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。
 【申込み先】〒839-8501 上下水道部 営業管理課 (住所記入不要)
 E-mail/eigyokan@city.kurume.fukuoka.jp

水道まめ知識

私たちの体は、約60%が水分でつくられています。(成人男性の場合)
 運動などのために発汗量が通常より多くなり、水分を5%失うと、健康障害をきたす可能性があると言われています。運動に限らず、入浴中や就寝中にもたくさんの汗をかいています。
 日ごろから健康のために、こまめに水道水を飲む習慣を身に付けましょう。

(出典:「健康のため水を飲もう」推進委員会「健康のため水を飲もう講座～からだの水の関係～」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000047290.pdf>)

約60%は水分

